

令和2年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

令和2年11月6日

11月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第8 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第11 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
- 日程第12 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は15名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	5番	篠	塚	正	則	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫	
9番	海	老	澤	武	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鶴	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員は3名、その氏名は下記のとおり

4番	鈴	木	清	6番	遠	藤	宏
----	---	---	---	----	---	---	---

10番 富 澤 克 彦

事務局職員出席者

事務局長	椎 名 正 志	管理班長	石 毛 明 子
農地班長	滑 川 典 文	主 査	高 橋 亮 太 郎
主 事	大 崎 隼 矢		

開会 午後 2時57分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、15名です。

欠席委員は、4番 鈴木 清委員、6番 遠藤 宏委員、10番 富澤克彦委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、令和2年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、3番 石橋清勝委員、17番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から16番です。

整理番号1番、2番、5番、6番、12番、13番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、1番は、賃借権設定、2番、5番、6番、13番は売買により、12番は贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、4番は、譲受人である法人が新規に農業経営に参入するため賃借権設定をするものです。

整理番号7番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定するものです。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条併せて提出されています。

なお、5条の一時転用の案件につきましては、議案の13ページ、議案第5号整理番号6番でご審議いただきます。

営農型の太陽光発電の設備については、農地の所有者と耕作者は同じですが、発電業者が異なる場合には、支柱部分については、一時転用許可、空中のパネル部分については、3条の区分地上権の設定申請手続きが必要となります。

3条の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号8番は、譲受人が農業経営廃止のため、譲受人に対し、売買により所有権移転をするものです。

整理番号9番、10番は、親子間の贈与により、農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号11番、16番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人に売買により所有権移転するものです。

整理番号14番、15番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため売買により所有権移転を受けるものです。

以上、16件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 去る、10月28日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は16件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号7番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号7番については、「農地法第3条第2項ただし書」に定められている「申請農地の営農に支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われま

すが、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号16番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号16番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、代読させていただきます。

この申請は、譲渡人は遠方に居住しているため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号16番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号16番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の基盤強化を図るため自作地に近い農地について、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、デントコーンを計画しております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番、4番の3件について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号2番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、10町歩を超える経営面積を営んでおり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、〇〇の〇〇である〇〇氏の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米、飼料用米などの水稻栽培を計画しており、経営面積は50ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について、説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、〇〇の〇〇〇〇である〇〇氏の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米、飼料用米などの水稻栽培を計画しており、経営面積は40ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番の2件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号5番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号6番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号7番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

本申請は、議案第5号整理番号6番、営農型太陽光発電施設の申請に関連するものです。

譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われませんが、議案第5号整理番号6番に関連していることから、本総会にて議案第5号整理番号6番が許可相当との意見を附して、進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われしますので、一時転用の許可と同時に3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号8番について、麻生推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、10町歩を超える経営面積を営んでおり、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番、11番の3件について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号9番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により、所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号10番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 11 番について、熱田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠方に居住しているため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 12 番、13 番の 2 件について、12 番 高松多可史委員。

1 2 番高松委員 整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡してあります。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため、香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、譲受人は自作地に近接していることから、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 14 番、15 番の 2 件について、18 番 栗林利男委員。

1 8 番栗林委員 整理番号 14 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障はないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 15 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人は農業経営規模拡大をしたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号 整理番号 16 番の 1 件を除く 15 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 整理番号 16 番を除く 15 件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 2 議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和 2 年 11 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは 9 ページで、整理番号は 1 番です。

整理番号 1 番については、議案の 10 ページ、第 5 条計画変更の整理番号 1 番、11 ページ、

なお、そのほか、特段の用途変更などはないため、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、10 ページで整理番号は1 番です。

この整理番号1 番については、転用目的および申請地の農用地区分は、第4条計画変更の整理番号1 番と同様の理由ということになりますが、権利の内容は賃借権の設定となります。

以上、1 件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 この申請は、議案第2号 整理番号1と同一事業となります。

なお、当初計画許可時の所有者は亡くなっておりますが、議案第5号 整理番号5番において、相続人から改めて転用許可申請も提出されており、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、11 ページで、整理番号は1 番です。

整理番号1 番については、転用目的および申請地の農用地区分は、第4 条計画変更の整理番号1 番と同様の理由によります。

以上、1 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4 班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4 条の案件は1 件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1 番について、7 番 寺島美幸委員。

7 番寺島委員 この申請は、議案第2 号整理番号1 および議案第3 号整理番号1 と同一事業となります。

申請地では、○○○○○○○の需要があり、○○12 棟を中心とした農業用施設用地を建設する計画で、当初事業計画地を含めた全体の事業計画地の面積は、約14,600 m²となります。

また、申請地の一部、約200 m²に既設の○○がはみだして建てられてしまっているため、始末書が添付されております。

なお、申請地は農業振興地域整備計画において、農業用施設用地に用途変更もされ、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは、12ページから14ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番および2番は、関連案件で、転用目的は整理番号1番は、専用住宅用地。整理番号2番は、その専用住宅の進入路用地で、いずれも権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

整理番号4番および5番は、関連案件で、転用目的および申請地の農地区分は第4条計画変更の整理番号1番と同様の理由となります。なお、権利の内容は賃借権の設定となります。

整理番号6番は、総会議案3ページの農地法第3条議案第1号整理番号7番で、ご審議いただきました案件の関連となります。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定で一時転用です。

申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、不許可例外事由Cに該当します。

整理番号7番、転用目的は事務所・駐車場および資材置場用地で、権利の内容は所有権移

転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号8番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号9番、転用目的は長屋住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地であります、不許可例外事由Iに該当します。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、9件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番の3件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番、2番については関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

1番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から説明しますと、北側に〇〇〇の方に向かって〇〇メートル位行った所に〇〇〇があります。その所を右に曲がって〇〇メートル行った道路の淵です。

この申請は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭となっているため、申請地に専用住宅を建築し、併せて進入路を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

雨水は、雨水桝より側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ接続します。

また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の

します。

場所ですが、〇〇〇〇〇を市内から〇〇キロほど行った所に左手に〇〇〇〇というのがあるんですが、その手前の信号を左折して〇キロほど行った左手になります。

この申請は、譲受人は市内に本店のある土木・建築業などを営む法人ですが、農地の所有者が営農を適切に継続しながら、一時的に支柱を立てて農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、営農と売電を両立させる計画をしたものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され配置も周辺農地の耕作に支障がないと考えられます。

なお、営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番、8番、9番の3件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 7番、8番、9番につきましては、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

7番につきましては、〇〇〇〇〇を〇〇に向かい〇〇〇の〇〇を左折し、その先二つ目も〇〇も左折し、〇〇メートルほど先の左手になります。

この申請は、譲受人は市内に所在する地籍調査に関する業務を行っている法人ですが、現在借りている事務所から退所を求められているため、新たに事務所を建築し、併せて業務上必要な駐車場および資材置場を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

雨水は、敷地内の浸透柵により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ接続放流します。

また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査方向を終わります。

続きまして、8番ですがこれにつきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇の〇〇を越えた先、〇〇〇〇付近に〇〇が連続して二つあります。その一つ目の〇〇を左折し〇〇メートル位進んだ先、左手になります。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第8次農用地利用集積計画は、ページは15ページから67ページで、整理番号1番から117番です。

所有権移転が5件、8,483㎡で、このうち田が6,066㎡、畑が2,417㎡です。

次に、使用貸借権設定の新規が28件、畑で128,905㎡です。

次に、賃借権設定の新規が34件、167,244㎡で、このうち田が141,834㎡、畑が25,410㎡です。

次に、再設定が14件、84,466㎡、このうち田が82,118㎡、畑が2,348㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規が36件、276,466㎡で、このうち田が241,320㎡、畑が35,146㎡です。

以上117件の第8次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号79番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号79番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号79番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号79番を除く116件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号79番を除く116件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号79番を除く116件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対

する意見を求める。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは68ページから86ページで、整理番号は1番から29番です。

賃借権設定の新規29件、276,466㎡で、このうち田が241,320㎡、畑が35,146㎡です。

以上、29件の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号12番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号12番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号12番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第7号 整理番号16番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号16番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号16番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第7号の整理番号12番、16番の2件を除く27件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号の整理番号12番、16番の2件を除く27件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号の整理番号12番、16番の2件を除く27件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 議案第8号

議長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは、87 ページから 88 ページで、整理番号は1 番から 3 番で、農振農用地区域からの除外申請であります。

整理番号1 番、事業計画は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号2 番、事業計画は太陽光発電施設用地です。

申請地については、農地台帳への登録はありません。

整理番号3 番、事業計画は駐車場用地です。

申請地の農地区分は、第1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

以上、3 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員

1 1 番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、3 件であります。

整理番号1 番から3 番までの3 件について、写真および書類等で審査した結果、整理番号1 番および3 番については、転用が可能な第1 種農地例外規定に該当することから、問題ないとの意見でした。

整理番号2 番については、先ほど事務局からの議案の説明にありましたとおり、登記・現況地目とも山林であり、農地台帳への登録はありませんでした。

よって、香取市農政課へ、整理番号1 番および3 番については、「問題なし」で意見進達。整理番号2 番については、「非農地」である旨回答するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1 番について、5 番 篠塚正則委員。

5 番篠塚委員 整理番号1 番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より北側に〇〇〇〇方面に行きまして、〇〇メートル行って〇〇〇〇があります。そこの所を右に曲がって〇〇メートル行った所です。

事業計画者は、現在居住している住宅の老朽化に伴い、建て替えを検討しておりましたが、

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号についての意見は問題なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号についての意見は、問題なしとすることと決定いたします。

◎日程第9 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は5件です。

◎日程第10 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は47件です。

◎日程第11 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について。下記のとおり廃土処理(公共事業施行)事業の届出があったので報告する。令和2年11月6日提出、香取市

農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第12 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので、報告する。令和2年11月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時13分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人